



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 都市計画事業の認可・2件（道路街路課）…………… 1
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・3件（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部運転免許課）…………… 3

正 誤

- 平成24年 3月23日付け公報定期第4034号中訂正…………… 3
- 平成24年 3月30日付け公報号外第11号中訂正…………… 4

告 示

沖縄県告示第274号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、名護市長から協議のあった第二野国名地区土地改良事業（農業用道路）の施行について、平成24年5月2日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年5月16日から同年6月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年5月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・具2号兼箇段高江洲線
- 3 事業施行期間 平成24年5月15日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 うるま市字高江洲大堀田原及び字兼箇段前奇利原地内
- (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年 5月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那88号真和志線
- 3 事業施行期間 平成24年 5月15日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 那覇市松川1丁目、松川2丁目、松川3丁目、繁多川1丁目、三原2丁目及び三原3丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成24年 5月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成24年 5月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 国頭東線
- 2 供用開始の区間 東村字川田1105番から東村字川田1072番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年 5月15日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 5月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・6・1沖縄県総合運動公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 昭和56年11月11日から平成26年 3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 5月15日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那5号首里城公園
- 2 施行者の名称 沖繩県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和62年10月23日から平成29年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 5月15日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・5・2平和祈念公園
- 2 施行者の名称 沖繩県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成7年12月6日から平成26年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5月15日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号に掲げる講習等に使用する教本 183,946部（予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖繩県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成24年4月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社シグナル 北海道札幌市東区北15条東18丁目1番26号
- 5 落札金額 96.60円（単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年3月2日

正 誤

平成24年3月23日付け公報定期第4034号掲載の「非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（沖繩県訓令第10号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
15	下から16	第21条を第22条とし、第16条から第20	第21条を第22条とする。

		条までを1条ずつ繰り下げる。	第20条中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第21条とする。 第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。
16	下から9	(別表第15条関係)	(第15条関係)

平成24年3月30日付け公報号外第11号掲載の「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第22号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	下から2	住居	住所
1	下から1	住所	住居

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
-------------------------------------------	-------------------------------------------